

特定非営利活動法人 ハッピーロードネット
ふくしま浜街道・桜プロジェクトにおける「オーナー基金制度」規約

第1章 総 則

(設置の目的)

第1条 ふくしま浜街道・桜プロジェクトは、今後、復興のシンボルとして2万本の桜並木を実現するために、主催者である特定非営利活動法人 ハッピーロードネットにより、「オーナー基金制度」(以下基金という)を設置する。

- (1) 新たな桜苗木の購入資金。
- (2) 植樹費用及び、植樹以降の維持管理費(除草・施肥・防除等)の資金。
- (3) 本事業に伴う事務経費。

第2章 基 金

(基金名称)

第2条 この基金は、ふくしま浜街道・桜プロジェクトオーナー基金と称する。

(住 所)

第3条 基金の事務所は、福島県双葉郡広野町広洋台2丁目-1-5(ハッピーロードネット事務局内)に置く。ただし、避難先の仮事務所のため、移転が伴うことがある。

2. 移転の際は、本プロジェクト主催者から基金提供者へ速やかに報告する。

(組 織)

第4条 基金は、本プロジェクトの目的と活動に賛同する人をもって組織する。ただし、会費は徴収しない。

2. 基金提供者は、本プロジェクトの「桜の木オーナー資格」(以下、オーナーという。)を有する。

(事 務 局)

第5条 基金の事務局は特定非営利活動法人 ハッピーロードネット事務局(以下、事務局という。)とする。また、担当者は次の通りとする。

〒979-0403 福島県双葉郡広野町広洋台2丁目-1-5

(ハッピーロードネット事務局内)

電話：080-6014-4372 FAX：0240-25-8893

理 事 長 西本 由美子

副理事長 松本/戸川/鯨岡：会計担当)

理 事 朝田/吉田/坂田 (広報担当)
専務理事 石附

(種 別)

第6条 基金の種別は、次に定めるものとする。

- (1) 1口 1万円 ⇒一般基金
- (2) 10口以上 (上限なし) ⇒特別基金

(積み立て)

第7条 基金は、次の収入を積み立てるものとする。

- (1) 一般基金、特別基金、募金、寄付金
- (2) 資金造成事業の事業収入及び協賛金

(管 理)

第8条 基金に属する現金は、金融機関への預金により保管しなければならない。

- (1) ゆうちょ銀行二二九店 (2 2 9) 当座預金 0 1 2 7 3 0 4
口座名： ふくしま浜街道桜プロジェクトオーナー基金
[フクシマハマカイドウサクラプロジェクトオーナーキキン]
- (2) 東邦銀行四倉支店 普通預金 3 1 7 0 7 6
口座名： ふくしま浜街道桜プロジェクトオーナー基金
[フクシマハマカイドウサクラプロジェクトオーナーキキン]
- (3) みずほ銀行いわき支店 普通預金 1 2 2 8 4 0 6
口座名： 特定非営利活動法人ハッピーロードネット ふくしま浜街道桜プロジェクトオーナー基金
[トクテイヒエイリカツドウハウジン ハッピーロードネット フクシマハマカイドウサクラプロジェクトオーナーキキン]

(報 告)

第9条 基金の積み立て報告書、事業報告書、決算報告書などに関する書類は毎事業年度終了後、速やかに代表が作成し、ホームページ等で報告するものとする。

- 2. 申し込みと入金を確認次第、事務局より連絡通知を行うものとする。

第3章 オーナー

(資 格)

- 第10条 オーナーは、本基金規約を承諾し、受付手順に準じた受付の完了を持って手続き完了となる。
2. オーナーは、会員証を授与し、メッセージプレートを苗木へ掲げることができる。
 3. 特例を除き、オーナー桜の場所を指定することはできない。また、植樹ボランティアとして参加し、手植えした苗木を指定することもできない。
 4. 事務局は、毎事業年度終了後、オーナーのメッセージプレートを桜の木に掲げ、準備が整い次第、オーナーへ桜の番号と場所を記載した会員証を送付する。
 5. 会員証は、1口に対して1個とする。ただし、双方協議の上で変更できるものとする。
 6. オーナーは、本プロジェクト目的に則った会員の証であり、土地や桜の木等の所有権を得るものではない。
 7. 会員証の転売・譲渡等を禁ずる。
 8. 本規約に同意頂けない場合、もしくは違反した場合、オーナー特典の不正取得、不正使用等が発見された場合は、何ら通知なく会員資格を直ちに取消すものとする。
 9. オーナーの連絡先変更が生じた場合は、事務局へ速やかに連絡するものとする。
 10. 会員証の再発行は、発行手数料と引き換えに発行するものとする。

(個人情報)

- 第11条 個人情報は、以下のいずれかに該当する場合を除き、個人情報を第三者へ開示または提供しない。
- ア. 当プロジェクト広報を目的とした露出に同意いただけたもの。
 - イ. 基金積立報告・決算報告等
 - ウ. その他、当プロジェクトとオーナーによって認められたもの。
2. 個人情報は、個人情報に関する法令、規範に則り適正に管理する。また個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏洩等について適切かつ合理的な安全対策を講じるとともに、万一の発生時には速やかな是正措置を実施する。

第4章 運 用

(運 用)

- 第12条 運用は、第1条の目的のために代表の責任において実施するものとする。

第5章 改 廃

(改 廃)

第13条 本規約の改廃は、役員会の決議を経て行う。

付則

- ① この規約は、平成25年4月23日から施行する。
- ② 事業初年度は、平成22年3月1日より平成25年3月31日までとする。
- ③ 2年次以降の事業年度は、4月1日より3月31日までとする。